

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2005-2008
 課題番号：17520475
 研究課題名（和文） 「マニラ公正証書原簿」に見るスペイン領フィリピン社会の変動期に関する研究
 研究課題名（英文） Spanish Philippines during the late 18th and early 19th Centuries: Looking through the “Protocolo de Manila” Documents.
 研究代表者
 菅谷 成子（SUGAYA NARIKO）
 愛媛大学・法文学部・教授
 研究者番号：90202126

研究成果の概要：スペイン領マニラは、18世紀末葉までに実質的に開港され、多様な人びとが様々の社会経済活動に従事する場であった。例えば、中国人移民は、マニラの社会経済に重要な役割を果たしたが、政治的には制約を受ける存在であった。その一方、スペイン領フィリピンにおける「公正証書」制度は、人びとの出自を問わず、私権を確定・保証していたため、スペイン総督府の政治的支配とは別に、このような人びとの多様な社会経済活動を担保するものとして機能し、マニラの近代的な都市発展を支えたといえる。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2005年度	1,300,000	0	1,300,000
2006年度	800,000	0	800,000
2007年度	700,000	210,000	910,000
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
総計	3,600,000	450,000	4,050,000

研究分野：東洋史

科研費の分科・細目：史学・東洋史（3103）

キーワード：東南アジア史、フィリピン史、スペイン植民地

1. 研究開始当初の背景

（1）本研究代表者は、フィリピンの国民国家形成過程への関心から、過去十数年にわたって、スペイン植民地都市マニラの歴史を、その重要な構成要素であった中国人移民とスペインの植民地統治政策との関わりから解明する研究に取り組んできた。

（2）その過程で、フィリピン国立文書館所蔵の「マニラ公正証書原簿（Protocolo de Manila）」の史料としての重要性を見いだした。

（3）しかし、研究課題が中国人移民を分析の中心とするものであったため、もっぱら

「マニラ公正証書原簿」から中国人の関わった事例を抽出して分析を行ってきた。

（4）その結果、一定の成果を上げることはできたが、例えば、これらの事例が「マニラ公正証書原簿」のうち、どの程度の割合を占めるのかが不明であり、また中国人の関わらない事例との比較等はできなかった。その意味で、マニラ都市社会の全体像を捉えきれないという限界があった。

（5）上記の限界を相対化し、植民地都市マニラの歴史の全体像に近接するために、「マニラ公正証書原簿」の全体を分析対象とすることが必要となった。

(6) 中国人移民とその周辺だけでなく、より広い文脈において、マニラの都市社会の歴史を解明することは、中国人移民がスペイン植民地都市マニラの歴史に占めていた位置を一層明らかにすることにもつながると予想された。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、主として、フィリピン国立文書館蔵の「マニラ公正証書原簿 (Protocolo de Manila)」を中心に、その他の関連史・資料をあわせて、それらの内容分析を通じて、スペイン領フィリピン社会の変動期の諸相を捉えることを目的とする。

(2) 「マニラ公正証書原簿」には、

- ① 公正証書遺言、委任状、売買契約文書、貸借関係文書等が含まれている。
- ② 当該文書の約定者は、植民地の支配者、被支配者とを問わない。

そのため、植民地社会に生きた多様な人びとの具体的営為を解明するのに資するものである。

(3) スペイン領フィリピン社会の変動期は、現代のフィリピン社会につながる基本的な社会構造の枠組みが形成されたと考えられる時期で、フィリピンの国民国家形成過程の解明にもつながる。

本研究で主な分析対象とするのは、「マニラ公正証書原簿」のうち、1780-1810 年代にかかるものである。

(4) 本研究では、スペイン植民地社会が現代につながる社会へと変容する過程を明らかにする一環として、変動期のスペイン植民地都市マニラに生きた人びとについて、ミクロのレベルで、その生活の具体的諸相を捕捉することを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 本研究では、フィリピンにおける「マニラ公正証書原簿」および、その他の関連史・資料の調査・収集作業と、日本国内における収集した史・資料の整理、解読、翻訳、分析の作業が中心になる。

日本においても、関連文献の収集を行い、最新の研究動向に目配りしつつ、解読・分析作業を進める。

(2) 「マニラ公正証書原簿」に関して、具体的な収集、整理・分析の手順は以下のようである。

- ① 本研究代表者が、過去数次にわたる文書調査によって収集した「マニラ公正証書原簿」文書のリストを作成し、これらの解読・翻訳作業を進める。
- ② 上記の作業により、フィリピン国立文書館での「マニラ公正証書原簿」の調査において、新たに収集すべき文書 (年代・担当の公証人) を特定し、そのリストを作成する。

③ 上記の作業に基づいて、夏期休業期間等を利用して、2-3 週間程度の現地文書調査・収集作業を行う。

可能な場合は、携帯型パーソナル・コンピュータに、その内容をできるだけ入力するとともに、文書の保存状態によって可能なものは電子複写によって収集する。

当初、デジタルカメラによる撮影による収集も計画していたが、フィリピン国立文書館では、所蔵文書の写真撮影は許可されていない。

④ 帰国後、現地文書調査により収集した「マニラ公正証書原簿」文書の整理作業を行う。年代および各公証人ごとの「公正証書原簿」に含まれる文書を、公正証書遺言、委任状、売買契約文書、貸借関係文書等に分類する。

上記の文書のうち、重要なものは、全文を解読してパソコンに入力し、要約または翻訳を行う。

⑤ 電子複写により収集した文書は、製本して保存する。

(3) 上記の作業によって、具体的な事例を蓄積し、当該期のスペイン植民地都市マニラの全体像を解明する基礎とする。

(4) 本研究期間において、フィリピン国立文書館等において文書調査・収集を行ったのは、以下のようである。

- ① 2005 年 9 月 17 日～10 月 1 日。
- ② 2006 年 3 月 5 日～18 日。
- ③ 2006 年 11 月 27 日～12 月 1 日。
- ④ 2007 年 9 月 19 日～28 日。
- ⑤ 2008 年 11 月 27 日～12 月 7 日。
- ⑥ 2009 年 3 月 16 日～20 日。

4. 研究成果

フィリピン国立文書館に所蔵される「公正証書原簿 (protocolo)」については、本研究が対象とする「マニラ公正証書原簿」を含めて、これまで個別的・断片的に利用されてきたのみである。そのため、その所蔵状況について、必ずしもきちんと紹介されてこなかったし、「マニラ公正証書原簿」の性格・成立過程についても検討されてこなかった。

本研究では、「公正証書原簿」の所蔵状況の把握および「マニラ公正証書原簿」の成立の経緯・特質の検討から調査を開始した。

(1) フィリピン国立文書館における「公正証書原簿」の所蔵状況

- ① 「マニラ公正証書原簿」を含めて 3,052 束 (包み) の所蔵がある。最古のものは 1674 年で、最新のものは 1911 年であり、スペイン期からアメリカ期初期に及んでいる。
- ② 1674 年のものは、「マニラ公正証書原簿」に分類されているが、現物の調査により、

本来、別の文書（法令集：cedulario, 1674-B-351）から抽出されたもので、弧本である（この意味で、国立文書館による史料整理作業が進展すると、今後、新たに「公正証書原簿」として登録される文書が発見する可能性がある）。

- ③フィリピン諸島のほぼ全域（州単位に分類）にわたっているが、多くの州では、19世紀以降の作成にかかるものである。一部の州（バタアン、ベンゲット、レパント・ポントック等）については、アメリカ領期以降の文書となっている。アメリカ植民地行政との関連が窺えるが、新たに設置されたリサル州も1901年以降にみえる。
- （2）現存の「マニラ公正証書原簿」の史料的特質：外形および保存状態
- ①最古のものは1674年の原簿であるが、（1）
 - ②に示したように別文書から抽出されたものであり、1740年以降のものが本来のコレクションをなしている。1788年以降については、所蔵年代に欠落はないが、それ以前について所蔵があるのは、以下のものである。1740-41、52、55、58、62、65-66、70-71、73、78、83年。
 - ②現物調査を実施した18世紀から19世紀前葉の個々の「マニラ公正証書原簿」は、担当した公証人ごとに、その作成した年ごと（一部については原物の革表紙のついた）の文書綴りであり、それを一包（束）にして保管されている。用紙の大きさは、概ねレターサイズ（8.5 × 11インチ）より縦がインチ強長い。
 - ③一部の文書綴りは、保存作業により修復されているが、虫喰い等の痛みや劣化が激しく、電子複写に耐えないものも少なくない。
 - ④また、一部については、文書綴りに含まれる文書（公正証書）の目録が作成されているが、一般には公開されていない。
 - ⑤各文書綴りは、通常50枚以上の証印用紙から構成され、それに含まれる文書（公正証書）数にはばらつきがあるが、50件程度から100件以上になるものもある（証印紙80-100枚程度の場合）。

（3）現存の「マニラ公正証書原簿」の史料的特質：成立の経緯

現存する1740年以降の「マニラ公正証書原簿」は、1696年12月19日付けでファウスト・クルサト・イ・ゴンゴラ総督（在任1690-1701）によって公布された規定に根拠を有するものである。

これは、スペイン本国における法・制度に則って、スペイン領フィリピンにおいて行われていた公証制度の改善・整備を求めたものであった。すなわち、その当時、公証人が公正証書を作成するにあたっての手順や文書形式も整備されておらず、不備が散見され、

虚偽・不正が横行し、公正証書としての法的有効性に乏しい事例が発生し、混乱が生じていた。

クルサト総督による規定の内容および、その後の展開は以下のものである。

①1697年1月1日をもって、公証人ごとに2冊の公正証書原簿を具備し、それぞれの原簿は50枚の証印用紙を綴って製本する。以後、綴じていない用紙に公正証書を作成することは禁止する。

②各証印用紙は、司法行政府の審議官の花押を余白に付し、また丁付は審議官が当該の数字をスペルアウトして付す。

③公証人が各文書の写しを作成する場合は、原簿および当該の丁付を明示し、原簿の真正な写しであることを証明する署名を付す。

④各公証人は、公証役場を設置し、その資格を掲出し、公正証書原簿等を保管する文書室を確保する。

⑤上記の規定を徹底させるため、1700年に査察が実施され、特に写しの手交方法について指示がなされた（原簿の余白に写しの手交の記録を残す）。

⑥1738年に、公証人の不正についての告発がなされて、公証人は「公正証書原簿」を自ら管理することの徹底が要請された。

今回、分析の対象とした「マニラ公正証書原簿」の冒頭には上記①～⑥の経緯が示され、1740年の「公正証書原簿」を作成したバルタサル・ハビエル・サンチェス以下、各公証人は、おのおの忠実に職務を行うことを宣誓供述している。

（4）「マニラ公正証書原簿」からみた変動期のスペイン領フィリピン社会

「マニラ公正証書原簿」には、「公正証書遺言」、「委任状」、「売買契約文書」、「貸借関係文書」、「契約解除文書」等が含まれている。

一例として、公証人マヌエル・デル・カステイリョによる1792作成の「公正証書原簿」（SDS19794, Protocolo de Manila, no. 30）を紹介する。

公証人カステイリョは、1792年1月28日付けで、証印用紙80枚を要請している（後に不足しているとして8枚の追加を要請）。含まれている有効文書は89件で、その内容は、以下のものである。

- 公正証書遺言：4件
- 委任状：28件
- 貸借関係文書：16件（貿易資金等）
- 売買契約文書：7件（家屋、土地、船等）
- 保証人契約関係文書：4件
- 契約解消関係文書：12件
- その他：18件

（5）結論

これらの公正証書には、スペイン人、中国人、土着住民、地方出身者、聖職者、女性な

ど、その当時のマニラ社会にあった多様な人びとが約定に関わっていた。

例えば、中国人は一般に、スペイン植民地政府が中国人に課した様々な制約やカトリック教徒の優遇等の政策に服するとともに、政治的詮索の対象となっていたが、「公正証書」においては、貿易商人かつ非カトリック教徒の一時滞在者、カトリック教徒の定住者等とを問わず、それぞれの契約で私権を確定し、その制度的保証のもとで活動していたことが窺われる。

その意味で、スペインの「公証制度」は、近世から近代の変動期にあったスペイン領フィリピンにおいて、その首府マニラが多様な人びとのニーズに対応しつつ、近代都市としての機能を果たすことを担保するものであったと考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

- ① 菅谷成子、スペイン領フィリピン社会における中国人統治とカトリシズム—近世スペインの「他者」認識の周辺—、『多文化社会研究報告』5号、2008年、31-40頁、査読なし。
- ② SUGAYA NARIKO. “Chinese Immigrants in the Spanish Philippines: Looking through the Story of Hay Bing or Juan Imbin of Taal, Batangas.” 『愛媛大学法文学部論集(人文学科編)』23号、2007年、49-62頁、査読なし。
- ③ 菅谷成子、スペイン領フィリピンにおける中国人移民社会の変容—異教徒の「他者」からスペイン国王の「臣民」へ—、『愛媛大学法文学部論集(人文学課編)』22号、2007年、153-174頁、査読なし。
- ④ 菅谷成子、スペイン植民地マニラの変容と諸相、『多文化社会研究報告』4号、2006年、34-38頁、査読なし。
- ⑤ 菅谷成子、スペイン領フィリピンにおける「中国人」—“Sangley”, Mestizo” および”Indio”のあいだ—、『東南アジア研究』43巻4号、2006年、374-396頁、査読あり。

[学会発表] (計6件)

- ① SUGAYA NARIKO. “Spain’s Chinese Policy in the Early Modern Philippines: ‘Spanish Subjects’ or the Colony’s ‘Other.’” Workshop on Chinese Immigration to the Philippines, Japanese and Korean Philosophies, and Source Material for Asian Studies in Japan and the Philippines. 2009年3月

11日, Dr. Rosita & Ricardo Leong Hall, Ateneo de Manila University, Quezon City, Philippines.

- ② SUGAYA NARIKO. “Colonial Life in Spanish Manila in the Late Eighteenth Century and the Early Nineteenth Centuries.” The 8th International Conference on Philippine Studies (8th ICOPHIL). 2008年7月23日, Philippine Social Science Center, Quezon City, Philippines.
- ③ 菅谷成子、スペイン領フィリピンにおける中国系移民、日本華僑華人学会2007年度大会、2007年11月17日、慶應義塾大学三田キャンパス。
- ④ SUGAYA NARIKO. “Chinese Immigrants in the Spanish Philippines: Between the Spanish Subjects and the Colony’s ‘Other.’” 2007年8月2日, Convention Center, Kuala Lumpur, Malaysia.
- ⑤ SUGAYA NARIKO. “Chinese Mestizo Women in the Late Eighteenth Century Spanish Philippines: Their Role in the Survival of Chinese Society.” The 19th International Association of Historians of Asia Conference (19th IAHA Conference). 2006年11月24日, Intercontinental Hotel, Makati City, Philippines.
- ⑥ SUGAYA NARIKO. “The Chinese Immigrants in the Spanish Philippines. Looking through the Story of Hay Bing or Juan Imbin of Caysasay, Taal, Batangas.” The 1st Philippine Studies Conference of Japan (第1回国際フィリピン研究会アジア地区日本大会). 2007年11月12日. 東京グリーンパレス。

[図書] (計2件)

- ① 菅谷成子、「マニラ公正証書原簿」にみる—一八世紀末葉のスペイン領フィリピン社会、愛媛大学資料学研究会編『歴史と文学の資料を読む』創風社、2008年、140-156頁。
- ② SUGAYA NARIKO. “The Life of Chinese Immigrants in Late Eighteenth-Century Manila.” In *Southeast Asia and China: Continuity and Change*. Ed. by Nicholas Tomas and Nie Dening. Xiamen University Press, 2006. pp. 13-35.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

菅谷 成子 (SUGAYA NARIKO)

愛媛大学・法文学部・教授

研究者番号：90202126